

## 徳島県肝炎治療特別促進事業

徳島県では、B型・C型肝炎のインターフェロン治療、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療及びC型肝炎のインターフェロンフリー治療にかかる医療費を助成しています。



### ◆ 対象者

徳島県内に住所を有し、次の全てに該当する方。

- ① B型・C型肝炎のインターフェロン治療、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療及びC型肝炎のインターフェロンフリー治療を要すると判断された方で、認定基準を満たしている方
- ② 医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- ③ 他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われていない方

→徳島県肝炎対策協議会に置かれた専門委員の審査で対象患者と認定された方には受給者証を発行し、医療費を助成します。

### ◆ 対象となる医療費

以下の治療で、保険適用となっているもの

- ① B型ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療及びインターフェロン治療
  - ② C型ウイルス性肝炎の根治を目的として行われるインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療
- ※①、②の治療を行うために必要となる初診料、再診料、検査料、入院料等  
(①、②の治療と無関係な治療は、助成の対象となりません)

### ◆ 自己負担上限額

患者さんが負担する毎月の医療費の自己負担限度額は以下の通りで、自己負担上限額までは、医療機関等の窓口でお支払いください。

階層区分	自己負担限度額（月額）
世帯の市町村民税（所得割）課税年額が235,000円以上の場合	20,000円
世帯の市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の場合	10,000円

### ◆ 受給者証の有効期間

- ・1年以内で、治療予定期間に即した期間とし、原則として申請書等を受理した月の初日から起算されます。
- ・核酸アナログ製剤治療については、医師が必要と認めた場合に限り更新ができますが、再度申請が必要です。

裏面へ

## 徳島県肝炎治療特別促進事業

### ◆ 受給者証の申請手続（新規）

お住まいを管轄する保健所に郵送又は持参してください。

①、②の様式は、県ホームページからダウンロード可能。また申請窓口にもあります。

① 肝炎治療受給者証交付申請書（様式第1-1号）

→B型肝炎・C型肝炎、各治療共通様式です。

② 医師の診断書（様式第2-1号～2-8号）

→治療ごとに様式が分かれていますので、御注意ください。

③ 申請者の健康保険の資格がわかるもの（どれか1つ）

▶マイナ保険証（健康保険被保険者証を連携済みの場合）

▶「資格情報画面（マイナポータルからダウンロード）」を印字したもの等

▶「資格情報のお知らせ」のコピー

▶「資格確認書」のコピー

④ 世帯全員の住民票の写し（原本）：取得から概ね3か月以内のもの

⑤ 世帯全員の市町村民税（非）課税証明書等、世帯全員の市町村民税の課税年額を証明する書類

→市町村役場で発行します。申請時点で最新の証明書が必要です。乳幼児や義務教育就学中の方等は除きます。

### 【添付書類の一部省略について】

③～⑤について、マイナンバーの利用により、省略できます。（詳細は、別紙）

### ◆ 申請先/問合せ先

徳島保健所 (徳島市・鳴門市・小松島市・ 勝浦郡・名東郡・名西郡・ 板野郡)	〒770-0855	徳島市新蔵町3丁目80	☎088-602-8906
吉野川保健所 (吉野川市・阿波市)	〒776-0010	吉野川市鴨島町字鴨島106-2	☎0883-36-9019
阿南保健所 (阿南市・那賀郡)	〒774-0011	阿南市領家町野神319	☎0884-28-9874
美波保健所 (海部郡)	〒779-2305	海部郡美波町奥河内字弁才天17-1	☎0884-74-7343
美馬保健所 (美馬市・美馬郡)	〒777-0005	美馬市穴吹町穴吹字明連23	☎0883-52-1016
三好保健所 (三好市・三好郡)	〒778-0002	三好市池田町マチ2542-4	☎0883-72-1123

### ◆ 県ホームページ

県感染症対策課 健康支援担当 ☎088-621-2228

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/iryo/5002851/>

